⑵　東北地方整備局（港湾空港関係を除く）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成23年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

特定ＪＶにあっては、代表者が下記①の実績を有すること。代表者以外の各構成員が下記①、又は下記①⒜及び⒠の要件を満たす実績を有すること。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員のいずれかが、下記①の実績を有すること。

①　ＰＣ橋上部工工事で、次の⒜から⒠の要件を満たす施工実績。

⒜　道路橋（Ａ活荷重以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式がラーメンまたは連続箱桁形式のＰＣ橋の新設工事であること。

⒞　最大支間長が55m以上であること。

⒟　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

⒠　施工実績が適切なものであること。

ただし、⒜から⒠は同一橋梁での施工実績であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記⒜から⒟の施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記⒠「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。また、本工事の工場制作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の選任は要しないが、工場から現場へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

①　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。
・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

ただし、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者の下記㋐の施工経験は、㋑に掲げる施工経験（以下、代要件という。）に代えることができる。

㋐１）工事規模　ＰＣ橋上部工工事で、次の⒜から⒠の工事規模の技術者として従事した経験を有すること。

⒜　道路橋（Ａ活荷重以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式がラーメンまたは連続箱桁形式のＰＣ橋の新設工事であること。

⒞　最大支間長が55m以上であること。

⒟　架設工法が固定支保工以外であること。

⒠　施工経験が適切なものであること。

ただし、⒜から⒠は同一橋梁での施工実績であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また上記⒜から⒟の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記⒠「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

２）従事期間　上記１）の工事に従事した期間が、全工期（準備・後片付け期間を除く）の１／２以上、または、365日以上であること。

㋑　専任補助者を配置する場合の㋐に代わる施工経験（代要件）専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記㋐に代わる代要件は、工事種別が上記２⑵に示す「プレストレスト・コンクリート工事」とする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑤　単体企業にあっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。

特定ＪＶにあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。代表者以外の各構成員の技術者が上記①及び②、又は上記①並びに㋐１）⒜及び⒠、㋐２）の要件を満たしていること。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員のいずれか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑹　申請書及び確認資料（いずれも配置予定技術者に係る分を除く）の提出期限の日（別表１②に示す日）から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、⑴及び⑹の要件を満たしていること。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。